

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県におけるギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に関すること
- (2) 「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」の進行管理、評価に関すること
- (3) ギャンブル等依存症対策の取組みの連携に関すること
- (4) アルコールや薬物、その他依存症対策との連携に関すること
- (5) その他、ギャンブル等依存症対策に関する必要な事項

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから選定した者をもって構成する。

- (1) ギャンブル等依存症に関する医療分野
 - (2) ギャンブル等依存症に関する相談支援、社会復帰支援分野
 - (3) 司法分野
 - (4) 教育分野
 - (5) 行政
 - (6) 警察
 - (7) 学識経験者
 - (8) 民間支援団体
 - (9) 関係事業者
 - (10) 当事者・家族
 - (11) その他精神保健医療担当課長が適当と認める者
- 2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選任し、副会長は構成員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じて、部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する構成員及び構成員以外の者（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 部会に、部会員の互選により、部会長を置く。

4 部会は、部会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、健康医療局保健医療部がん・疾病対策課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行する。